

## 申告書の記載例

個人番号の記入が必要です。

## 令和 8 年度分 市民税・県民税（兼国民健康保険税）申告書

(宛先) 松阪市長 令和8年2月17日提出

住所	松阪市殿町1340番地1			電話番号 ※日中繋がる番号を記入	0598-53-4027
フリガナ	マツ サカ タ ロウ		生年月日	<input type="checkbox"/> ショートメッセージでの案内を希望しません。	
氏名	松 阪 太 郎		明 大 26.12.25 <input checked="" type="radio"/> 平	記入された携帯電話番号あてに、ショートメッセージで案内をお送りする場合がございます(通信料無料)。受信たくない場合はチェックボックスにチェックするか、固定電話の番号を記入してください。	
業種 又は 職業	会社員兼農業	屋号 又は 勤務先	所得産業(株)	個人番号	1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1

- 所得がなかった場合の記入欄

①前年1月～12月に所得がなかった場合は、チェックボックスにチェックしてください。  前年所得はありませんでした。

②前年1月～12月に所得がなかった場合は、所得がなかった理由を丸で囲んでください。その他の場合は内容も記入してください。

  - 無職    • 休業    • 非課税の年金    • 就労支援

この欄に記入した場合は、これより下の欄への記入は不要です。

かきかたの  
5ページ参照

所得があった場合、控除を追加したい場合の記入欄			
所得から差し引かれる金額に関する事項	(13) 雜損控除	損害の原因	損害年月日
			・
		損害金額	保険金などで補填される金額
		円	円
3 所得から差し引かれる金額に関する事項	(14) 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
		214,085 円	35,000 円
	(15) 社会保険料控除	国民健康保険 後期高齢者医療 年金保険 保険料	83,000 円
		国民健康保険 後期高齢者医療 年金保険 保険料	44,640 円
		国民健康保険 後期高齢者医療 年金保険 保険料	135,240 円
		合計	262,880
所得から差し引かれる金額に関する事項	(17) 生命保険料控除	新生命保険料の計	
		⑪ 38,000 円	旧生命保険料の計
		新個人年金保険料の計	
		⑯ 23,400 円	旧個人年金保険料の計
		介護医療保険料の計	
		⑰ 95,640 円	
所得から差し引かれる金額に関する事項	(18) 地震保険料控除	地震保険料の計	
		⑲ 5,800 円	旧長期損害保険料の計
		⑳ 13,800 円	64,520 円
所得から差し引かれる金額に関する事項	(19) 寡婦控除 ひとり親勤労学生控除	⑲ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 禿婚 □ 未帰還	⑳ □ ひとり親控除
			⑳ □ 勤労学生控除 (学校名)
所得から差し引かれる金額に関する事項	(22) 障害者控除	氏名 松阪 ハル	障害の程度 身体障害者手帳 2 級
		氏名	障害の程度 度級度
所得から差し引かれる金額に関する事項	(23) 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名	
		松阪 花子	
所得から差し引かれる金額に関する事項	(24) 配偶者の合計所得金額	生年月日	
		明大昭平 31・3・7	
所得から差し引かれる金額に関する事項	(25) 配偶者の合計所得金額	個人番号 22222222222222222222	円
		⑳	

かきかたの  
5~7ページ  
参照

かきかたの  
2~4ページ  
参照

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。

## 5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

かきかたの  
11ページ透照

かきかたの  
5~7ページ  
参照

申告書はご自分で記入し  
郵送等により提出しましょう。

申告についてのお問い合わせは下記まで

松阪市役所

市民税課市民税係 TEL53-4027  
三重県松阪市殿町1340番地1

## 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、やむを得ず源泉徴収票を添付できない方は記入してください。	
勤務先名称	
所在 地	
7 年 収入金額	7 年 収入金額
1月	円 8月
2月	9月
3月	10月
4月	11月
5月	12月
6月	賞与等
7月	合計

かきかたの  
3ページ参照

かきかたの  
4ページ参照

かきかたの  
11ページ参照

かきかたの  
2ページ参照

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額①		必要経費②	差引金額③(①-②)	特別控除額④	所得金額(③-④)
	短 期	円				
一 時		1,084,300	325,200	759,100	500,000	ハ 259,100

イの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに、ニの金額を表面の⑪に記入してください。

合 計 イ+((ロ+ハ)×1/2) = 129,550

## 11 寄附金に関する事項

寄附金の種類	寄附先の名称	寄附金額
都道府県、市 区 町 村 分 ( 特 例 控 除 対 象 )	〇〇市	10,000 円
三重県共同募金会・白赤三重県文部部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
三重県		
条例指定分		
松阪市		

## 12 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
松阪 秋江	子	昭和56・9・29	12月	500,000 円
	個人番号	7777777777777777	月	円
	個人番号			
所得税における青色申告の承認の有無	有 無	合 計		500,000 円

## 14 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
損益通算の特例適用前の不動産所得			前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日

## 15 営業等・農業・不動産所得に関する事項

収入金額	売上(収入)金額 ①	1,690,020 円
	家事消費金額 ②	142,560
	雑収入その他 ③	
	小計(①+②+③) ④	1,832,580
売上原価	期首棚卸高 ⑤	103,050
	仕入金額 ⑥	
	期末棚卸高 ⑦	97,200
	小計(⑤+⑥-⑦) ⑧	5,850
経費	給与賃金等 ア	
	外注工賃 イ	
	小作料・賃借料 ウ	
	減価償却費 エ	346,200
地代家賃 オ		

租税公課	カ	28,500 円
荷造運賃	キ	
旅費交通費	ク	
通信費	ケ	
広告宣伝費	コ	
接待交際費	サ	
損害保険料	シ	
種苗費	ス	29,400
肥料費	セ	9,450
農具費	ソ	4,200
農薬衛生費	タ	4,560
諸材料費	チ	
修繕費	ツ	7,350

動力用水光熱費	テ	円
消耗品費	ト	17,160
作業用衣料費	ナ	
福利厚生費	ニ	
農業共済掛金	ヌ	6,035
土地改良費	ネ	17,850
	ノ	
	ハ	
雜費	ヒ	49,260
小計(ア~ヒの計) ⑨		519,965
専従者控除前の所得金額(④-⑧-⑨)	⑩	1,306,765
専従者控除 ⑪		500,000
所得金額(⑩-⑪) ⑫		806,765

## 減価償却費(工)の計算

償却資産の名称	取得年月	①取得価額 (②償却の基礎になる金額)	耐用年数	③償却率	④償却期間	⑤本年分の償却費 (②×③×④)	⑥事業専用割合 (⑤×⑥)	⑦必要経費算入額 (⑤×⑥)	⑧未償却残高
田植機	H31.3	1,350,000 円 ( 1,350,000 )	7 年	0.143	12 /12	193,050 円	100 %	193,050 円	30,825 円
軽トラック	R4.7	898,000 円 ( 898,000 )	4	0.250	12 /12	224,500	30	67,350	112,250
コンバイン	R7.9	1,800,000 円 ( 1,800,000 )	7	0.143	4 /12	85,800	100	85,800	1,714,200

翌年の減価償却費を計算するためには、この「減価償却費(工)の計算」欄を確認する必要があります。この申告書の控えを翌年の申告まで大切に保管してください。

合 計 (工) 346,200

かきかたの  
3ページ参照

かきかたの  
4ページ参照

別居の扶養親族や同一生計配偶者などがいる場合は、その方の氏名・住所を記入してください。  
※国外居住の場合はあてはまるところにチェックをしてください。

かきかたの  
11ページ参照

かきかたの  
2ページ参照

## ■⑧未償却残高について

⑧未償却残高とは、①取得価額から取得した最初の年の申告から今回の申告までの⑤本年分の償却費の合計を差し引いたものです。

【例：軽トラックの場合】

今回(今年)の⑧未償却残高は、次の計算により112,250円となります。

$$\text{①取得価額} - [\text{令和4年中の⑤本年分の償却費} + \text{令和5年中の⑤本年分の償却費} + \text{令和6年中の⑤本年分の償却費} + \text{令和7年中の⑤本年分の償却費}] = \frac{\text{⑧未償却残高}}{898,000円 - 112,250円 = 224,500円 + 224,500円 + 224,500円 = 112,250円}$$